

お客さま各位

「株式等振替決済口座管理約款」等の一部改訂について

当社は、「株式等振替決済口座管理約款」等について、以下のとおり改訂がございますのでご案内いたします。

1. 「株式等振替決済口座管理約款」 (下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>1 <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知 (以下第26条において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>2 <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u></p> <p>3 <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求 (第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p>	<p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知 (以下第26条において「総株主通知等」といいます。)</u> または <u>個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p>(個別株主通知等の取扱い)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。</u></p>	<p>(個別株主通知の取扱い)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

2. 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

新（変更後）	旧（変更前）
<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の4（現行どおり）</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①または②および③に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① ②以外のお客さま</p> <p>第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</p> <p>ロ～ハ（現行どおり）</p> <p>②～③（現行どおり）</p>	<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の4（省略）</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①または②および③に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① ②以外のお客さま</p> <p>第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者の<u>その年分</u>の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</p> <p>ロ～ハ（省略）</p> <p>②～③（省略）</p>

以 上